

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年4月まで

国民年金の通知書が自宅に届いたので、社会保険事務所（当時）に行き、窓口でまとめて未納分の国民年金保険料を納めに行った。

しかし、オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が未納になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、申立期間の国民年金の通知書が自宅に届いたので、社会保険事務所に行き、窓口でまとめて未納分の国民年金保険料を納付したとしているところ、i) A市の国民年金被保険者カード及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人は、平成3年6月頃に国民年金について職権適用され、それに伴い国民年金手帳記号番号が払い出されたものと認められること、ii) オンライン記録により、納付書が5年1月6日に作成されていることが確認でき、申立人に対して当該納付書が送付されたと推認されることから、納付書が自宅に届いたことを契機として社会保険事務所に行き、窓口で納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人に対して送付されたとみられる納付書が作成された時点では、申立期間に係る過年度保険料は時効が成立しておらず、納付することが可能であったことから、申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所でまとめて納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年3月まで

平成8年9月にA市で国民年金に加入し、年金手帳と国民年金保険料の納付書が送られてきた。9年1月にB市に戻り、引き続き国民年金に加入した。同年4月からC銀行D支店に就職し、同月中に未納だった申立期間の国民年金保険料を、初任給から一括して勤務先の窓口で納付した。

しかし、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月に勤務先であるC銀行D支店の窓口で、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したとしているところ、同年1月に転入したB市では、転入前のA市分における未納期間を含む現年度保険料の納付書を送付したと思われると回答している上、C銀行は、A市の収納代理金融機関及びB市の指定金融機関となっていることから、申立期間の保険料は、B市が発行した納付書で同年4月中に同行の窓口で納付することは可能であったと考えられる。

また、申立人から提出された預金通帳の写しによると、平成9年4月18日に申立期間の保険料額を上回る金額が引き出されていることが確認できる上、申立期間の保険料額と申立人が納付したとする保険料額は一致している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するに至った当時の状況を具体的に記憶しているほか、当時のC銀行D支店における元同僚5人も、「申立人は、国民年金保険料を初任給で一括納付していた。」、「申立人は、初任給から国民年金保険料を支払ったので、手元にほとんど残らなかったと話していた。」と具体的に証言していることから、初任給から一括して支払ったとする申立人の主張は、信ぴょう性が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（2万8,000円）であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年5月1日から同年7月1日まで
② 昭和35年7月1日から同年8月1日まで

申立期間①について、標準報酬月額の記録が間違っていると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、昭和24年3月にA社に入社し、35年6月11日付けで同社C支店から同社B支店に異動した。A社の支店間を異動しただけなのに、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は1万8,000円と記録されているが、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和35年5月に12等級（1万8,000円）から17等級（2万8,000円）に改定されていることが

確認できる。また、その後、申立人が同年7月1日に同社C支店における被保険者資格を喪失するまで、申立人の標準報酬月額が当該改定後の17等級（2万8,000円）から減額された旨の記録は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（2万8,000円）であったと認められる。

- 2 申立期間②について、A社から提出された従業員カード及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の妻から提出された辞令によると、申立期間②前の昭和35年6月11日付けで、申立人に対しA社B支店への異動が発令されていることが確認できることから、当該期間については、申立人の同社B支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年8月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 21 日から 42 年 8 月 10 日まで

A社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みとされている。退職金をもらったこともなく脱退手当金を受給した覚えも無い。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、未請求となっている被保険者期間のうち1回は、申立期間と同じ事業所における被保険者期間であり、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

さらに、A社における申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の前後50名の記録によれば、脱退手当金の受給資格のある28名のうち、同社において被保険者資格を喪失した後に脱退手当金を受給した者は申立人を含めて2名と少なく、事業主が代理請求したとは考え難い。

加えて、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と1,107円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 30 日まで

A社に勤務していた期間について、脱退手当金が退職して約3年後に支給済みとされているが、自分で手続をした覚えは無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 10 日から 41 年 10 月 11 日まで
A社で勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年12月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人と同時期に退職し、脱退手当金を受給している元同僚は、「自分は脱退手当金を受給した。会社から脱退手当金の説明があり、請求は会社をお願いしたと思う。」としている上、当時の事務担当者は、「脱退するかどうか退職時に意向確認して、資格喪失届と一緒に手続していた。」と証言していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。